

原 安 第 4 4 2 号  
令和2年(2020年)11月27日

あしたの命を考える会  
今を生きる会  
風ふくおかの会  
玄海原発反対からつ事務所  
原発知っちょる会  
原発を考える鳥栖の会  
さよなら玄海原発の会・久留米  
戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会  
脱原発電力労働者九州連絡会議  
たんぼぼとりで  
怒髪天を衝く会  
東区から玄海原発の廃炉を考える会  
福岡で福島を考える会  
プルサーマルと佐賀県の100年を考える会  
玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

各団体代表者 様

佐賀県知事 山口 祥義

要請・質問書に対する回答について

2020年10月21日付けで提出のあった要請・質問書については、別紙  
のとおり回答します。

2020年10月21日付け要請・質問書への回答について

要請事項

1. 玄海原発上空を所属不明の航空機が飛行している現状をこれ以上放置することは許されない。ただちに実効力ある措置をとるよう、九電と国に求めること。これらの実態を明らかにし、住民に知らせること。

(答)

- 九州電力は、玄海原子力発電所の上空を航空機等が飛行した場合は、直ちに国（原子力規制庁）に対し当該事案の報告を行っています。また、国は九州電力からの報告内容を随時ホームページに掲載しています。
  
- 県としては、原発立地道県で構成する原子力発電関係団体協議会における要請活動を通して、国に対し、航空機落下のリスク低減のため、原子力施設周辺上空の飛行禁止や飛行禁止区域周辺の飛行に係る最低安全高度の設定について、早急な法制化等を行うよう求めているところであり、引き続き、国の対応を求めています。
  
- また、航空機等の飛行状況については、国や九州電力が責任を持って住民への丁寧な説明を行うべきと考えます。

要請事項

2. フクシマは終わっていない。放射能被ばくしたくない。不安だらけの原発をただちに止めるよう九電に求めること。

(答)

- 県では、玄海原子力発電所が運転を開始する前から発電所周辺の環境放射能調査を行ってきており、現在まで玄海原子力発電所に起因する放射線の異常は確認されておらず、周辺住民の健康に影響を与えるレベルではないことを確認しています。
  
- 玄海原子力発電所は、原子力規制委員会によって、規制基準への適合性が審査され、運転に必要な安全性が確保されていることが確認されています。
  
- 国及び九州電力においては、引き続き、最新の科学的知見を絶えず収集、分析し、新たな知見が得られた場合には、必要に応じて追加の安全対策を行う等、玄海原子力発電所の更なる安全性向上に取り組んでいただきたいと思います。

質問事項（１）

不明航空機が 20 年で 110 回飛行していることについて、九電や国から報告を受けていたか。

質問事項（２）

報告はその都度あったのか。いつどのような形で情報が伝えられてきたのか。その内容をすべて開示されたい。

質問事項（３）

報告を受けた後、県として九電と国にどのような対応を求めてきたのか。

質問事項（４）

住民や県内全市町に知らせていたか。

(答)

- 県は、国や九州電力から玄海原子力発電所の上空を航空機等が飛行していることについての報告を受けていません。
  
- 九州電力は、玄海原子力発電所の上空を航空機等が飛行した場合は、直ちに国（原子力規制庁）に対し当該事案の報告を行っています。また、国は九州電力からの報告内容を随時ホームページに掲載しています。

質問事項（５）

原子炉の真上から、機体や物体が落下してきたら、ドーム上部が損傷するのではないか。

(答)

- 原子力規制委員会では、航空機の落下を原子炉施設の設計上考慮する必要があるかどうかの判断のめやすとする基準値を示すとともに、評価のための標準的な手法を示しています。
  
- 国において、九州電力が評価した玄海原子力発電所の航空機落下確率（故意によるものを除く。）を審査した結果、航空機落下について設計上考慮を必要とする基準値を下回っていることが確認されています。
  
- また、新規制基準では、故意による大型航空機の衝突やテロも含め、どのような事態が発生するか予測できないような事態にも備え、原子力発電所の施設が大規模に損壊した場合の対策として、可搬型の重大事故等対処設備を配備することなどが要求されており、玄海 3、4 号機では、新規制基準で求められたレベルの安全性は確保されていると認識しています。
  
- なお、九州電力は、新規制基準に基づき故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズムへの対策として、特定重大事故等対処施設の設置工事を行っています。